

令和6年度史跡若松城跡ライトアップ業務委託要求水準書

1 業務の目的

史跡若松城跡の照明演出による夜間観光の魅力向上により、夜間の鶴ヶ城公園への観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を図る。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 史跡若松城跡
- (2) 指定区分 国指定史跡
- (3) 指定年月日 昭和9年12月28日 (文部省告示第312号)
平成5年10月29日追加指定(文部省告示第133号)
- (4) 総面積 231,525㎡
- (5) 所在の場所 会津若松市追手町1番1号

3 業務条件

(1) ライトアップデザイン方針

① 全エリア(共通事項)

- (ア) 別紙1「施行可能区域」内において、史跡若松城跡(本丸、二ノ丸、三ノ丸、北出丸、西出丸)内を中心に、桜、石垣、土塁、濠、茶室麟閣、廊下橋等を直接又は間接により照明演出すること。
- (イ) 主要な園路の足元照明を設置し、安全性を確保すること。
- (ウ) 天守閣の既設ライトアップ及び、会津若松市や史跡若松城跡の持つ歴史・文化・風土等との調和を図ること。
- (エ) 国内外からの観光客の来訪動機となるとともに、来場者の SNS 等での発信意欲の喚起につながるよう、新規性や話題性を意識したデザインとすること。
- (オ) ライトアップデザインのテーマを策定し、会場内のストーリー性や一体感を意識したデザインとすること。
- (カ) 点灯の開始時において、会津若松市観光商工部観光課の指示に従い、点灯式を実施すること。
- (キ) 照明のデザインにあたっては、発注者の意見を組み入れられるよう配慮すること。

② 花見エリア

- (ア) 別紙1「A 花見エリア」においては、桜を主な演出対象とし、花見客が当該エリアで飲食を楽しむことができる程度の十分な光量を確保すること。

③ 周遊エリア

- (ア) 別紙1「B 周遊エリア」内は、桜等の演出対象が少ないことを考慮し、来場者の周遊を促す特別な演出を行うこと。
- (イ) 別紙1「P 本丸芝生広場」においては、来場者が夜間において飲食や写真撮影等を楽しむことができる「賑わいの場」を創出する演出を行うこと。また、夜間に来場者が飲食等により滞留することができる十分なスペースと十分な光量を確保するとともに、昼夜の景観等に配慮し、魅力的な演出を行うこと。また、イベント開催に支障がないかたちで照明器具等

を設置することとし、発注者及びイベント主催者と協議の上、移動する可能性があることを考慮すること。なお、イベント開催時以外の照明器具等の設置を妨げるものではないが、移動・再設置等にかかる費用は受託者が負担することとする。

(ウ)別紙1「Q 特別席」においては、今後、民間事業者により、旅行商品に組み込まれる特別席を設ける予定であることを考慮し、特別席において、飲食を楽しむことができる程度の十分な光量を確保するとともに、発注者の指示があった場合は、速やかに移動させること。

※別紙2「本丸芝生広場への施工に係る留意事項について」参照

(エ)別紙1「R ニノ丸芝生広場」は、演出対象がない平面的な箇所であるため、立体的な空間演出等、来場者が足を運びたくなるような演出を行うこと。

(2) 留意事項

- ① 史跡内は、国指定史跡であるため、投光器等は全て仮設物とし、工事に際しては土墨や石垣等の保存に十分配慮して実施する。また、会津若松市教育委員会文化課埋蔵文化財担当職員の立会いを求めて、その史跡の保護に関する指示に従うこと。
- ② 実施にあたっては、会津若松市観光商工部観光課、建設部まちづくり整備課、会津若松市教育委員会文化課及び一般財団法人会津若松観光ビューローの管理に関する指示に従うこと。
- ③ 投光器等の機材の設置にあたっては、公園内の通行や日中の景観を阻害することのないよう配慮すること。
- ④ 市営西出丸駐車場南側部分について、車輛の通行が可能な程度の照明を確保すること。
- ⑤ 一般財団法人会津若松観光ビューローが管理する高圧受変電施設からの電力を使用する場合は、使用電力量について概ね 20kw 以下とし、事前に観光ビューローと協議すること。それ以上については、東北電力株式会社からの臨時電力又は発電機を使用すること。
- ⑥ 設置した機材の破損については、受託者の負担によるものとする。そのため、保険への加入など独自の対応を行うこと。
- ⑦ 演出、制作にあたっては著作権等に注意すること。

4 ライトアップの実施期間

(1) 点灯実施期間及び時間

令和6年4月3日(水)から 令和6年5月6日(月・祝)

時間 日没(17時30分)～21時30分

※点灯式は4月3日(水)に開催する。

※開始日は、開花状況により変動する可能性があるので留意すること。

(2) 試験点灯

本点灯の前に会津若松市観光商工部観光課職員の立会いを求めて試験点灯を行うこと。試験点灯を行うにあたって東北電力株式会社からの臨時電力を使用する場合は、令和6年4月1日以降とすること。

(3) 撤去

点灯実施期間の終了後、2週間以内に全ての機材を撤去すること。

5 事業費

(1) 総事業費 14,323千円以内

(2) 次の事項は事業費に含むものとする。

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 臨時電力使用の手續に要する経費
- ③ 一般財団法人会津若松観光ビューローが管理する高圧受変電施設からの電力を使用する場合にあっては、同社へ支払う臨時電力料金
- ④ 東北電力株式会社からの臨時電力を使用する場合にあっては、同社へ支払う臨時電力料金、発電機を使用する場合にあっては、その設置及び維持管理等に要する経費
- ⑤ 点灯期間中の機材の保守管理
- ⑥ 点灯式に要する経費
- ⑦ 投光器等の仮設物の設置及び撤去を示す写真、図面提出に要する経費
- ⑧ その他、破損に対応する保険など業務を実施するにあたって必要となる経費

6 業務実施報告

(1) 業務終了後、下記のものを取りまとめた実施報告書を、紙媒体2部及び CD-R 等磁気媒体1部により提出すること。

- ① 照明器具の設置状況を示す図面 1枚
- ② ライトアップの効果を示す写真 6枚
- ③ 照明器具の設置前及び設置後の状況を示す遠景写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚
- ④ 作業中の写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚
- ⑤ 照明器具の撤去後の状況を示す遠景写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚

7 その他

会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。